

14日以内に手続きをしましょう！ 国民健康保険・国民年金の手続きは忘れずに！



問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

就職又は退職をした場合は、国民健康保険と国民年金の手続きが必要になる場合があります。

▽就職したとき

国民健康保険以外の健康保険を取得された場合は、国民健康保険を喪失する手続きが必要です。国民健康保険を喪失する手続きが遅れると、国民健康保険税が課税されたままになり、社会保険料と両方を納めている状態になります。

また、国民健康保険以外の健康保険を取得された後に、国民健康保険の被保険者証を使って受診された場合、医療費を国民健康保険へ返金していただくことがありますので、ご注意ください。

▽退職したとき

職場の健康保険をやめた場合は、国民健康保険・国民年金へ加入する手続きが必要です。職場の健康保険を任意継続する場合や、家族の職場の健康保険等の被扶養者になる場合でも、国民年金への加入の手続きは必要な場合があります。

国民健康保険税・国民年金保険料は、加入する手続きをした日からではなく、職場の健康保険をやめた日までさかのぼって納めていただきますので、ご注意ください。

※手続きに必要なものについては、福祉課保険年金係へおたずねください。

国民健康保険に加入の方へ 第三者行為でケガや病気をしたときは必ずお届けを！

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

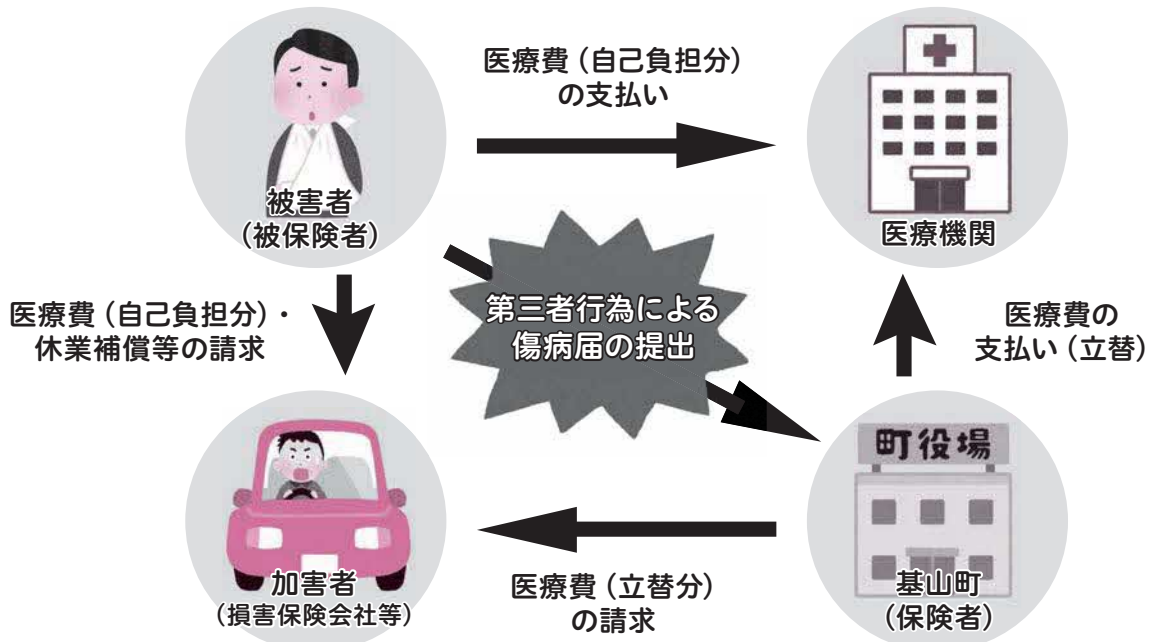
交通事故、暴力行為、飲食店での食中毒など、第三者（加害者）の行為が原因で、ケガや病気をした場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

保険証は、第三者行為によるケガや病気の治療にも使うことができますが、その場合、必ず保険者（基山町）へ届け出る義務が発生します。

届け出ることにより、保険者が医療費の一部を加害者へ請求します。届け出る前に示談が成立したり、相手から治療費を受け取っていたりすると、保険証を使用できない場合がありますので、示談をする前に、必ずご相談ください。

医療費は、国民健康保険税で賄われている大切な財源から支払っています。第三者行為によるケガや病気をしたときは、必ず届出をお願いします。

〈保険証を使用した場合〉



国民年金保険料 産前産後期間の免除制度について

申問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

▽国民年金保険料の産前産後期間の免除制度とは？

対象となる方が申請されると、出産前後の一定期間の国民年金保険料の納付が免除される制度です。免除された期間は、国民年金保険料を全額納付したのものとして将来の年金受給額に反映されます。申請時に必要な書類等についてはおたずねください。

▽対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方（妊娠85日以上での死産、流産、早産を含む）

▽免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間
（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）

後期高齢者医療制度に関するお知らせ 医療費の窓口負担割合が変わります

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

後期高齢者医療保険（75歳以上の方等）に加入されている方が、医療機関等で受診したときの現在の窓口負担割合は、1割又は3割です。負担していただく割合は、保険証に記載されています。

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、窓口負担割合が2割に変更になります。変更対象の方は、後期高齢者医療保険に加入されている方全体のうち約20%の方です。

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します。判定後、令和4年9月下旬に後期高齢者医療広域連合から保険証を送付します。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

窓口負担割合が2割となる方への配慮措置

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担になる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

▽窓口負担割合の変更の背景

- ・令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれている。
- ・後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担であり、今後も拡大していく見通しである。
- ・窓口負担割合の見直しにより、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため。

◆詐欺にご注意ください！

- ・厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- ・ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、又は消費生活センター（188）にお問い合わせください。